

お知らせ

2019年6月18日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所4号機の特定重大事故等対処施設の

工事計画認可申請書を提出しました

— 「原子炉補助建屋等に設置する設備」に係る申請 —

当社は、本年4月3日に原子炉設置変更許可を頂きました玄海原子力発電所4号機の特定重大事故等対処施設^{*}について、工事計画認可申請の手続きを、玄海原子力発電所3号機と同様に、「原子炉補助建屋等に設置する設備」、「新たに設置する建屋等」、「新たに設置する設備等」の3つに分割することとし、本日、「原子炉補助建屋等に設置する設備」に係る申請書を原子力規制委員会へ提出しました。

分割申請は、特定重大事故等対処施設設置工事を効率的に行うことの目的としており、残りの「新たに設置する建屋等」、「新たに設置する設備等」の工事計画認可申請についても、準備が整い次第、申請書を提出いたします。

当社は、今後とも、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、原子力発電所の安全性及び信頼性向上に取り組んでまいります。

以上

※特定重大事故等対処施設

原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、2013年7月施行の新規制基準において、設置が要求されているもの。